

品川区教育委員会会議記録

平成 25 年 第 13 回 定例会

場 所 教育委員室
期 日 平成 25 年 10 月 22 日
開 会 午後 2 時 00 分
閉 会 午後 2 時 34 分

出席委員	委 員 長	鈴木 敏夫
	委員長職務代理者	市川 信之助
	委 員	安尾 久子
	委 員	波多野 美佳
	教 育 長	中島 豊
欠席委員		

出席職員	教 育 次 長	田村 信二
	庶 務 課 長	齋藤 信彦
	学 務 課 長	和氣 正典
	指 導 課 長	渋谷 正宏
	品川図書館長	中元 康子

議事運営 および 委員長、教育 委員長報告事項等	<ul style="list-style-type: none"> 署名委員に安尾委員、波多野委員を指名。
-----------------------------------	---

件名	<p>日程第1 報告事項1</p> <p>平成25年度前期一般監査の結果について</p>
担当課説明等	<p>(庶務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料に基づき説明 <p>(品川図書館長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料に基づき説明
委員質疑要旨	<p>(委員A)</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約事務について、合理的な理由が付されていれば、1件予定価格10万円以上の随意契約においても2者以上の見積書を徴さなくてもよいのか。 <p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査の実施期間が平成25年4月2日から8月28日までとなっているが、監査の対象は前年度の内容となるのか。 1件予定価格10万円以上の随意契約の場合、2者以上の見積書を徴することについては、過去、何度か指摘されている。今後、指導を徹底していただきたいが、教育委員会事務局としてはどう考えているか。
事務局説明	<p>(庶務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、「1件予定価格が10万円以上の随意契約については、2者以上から見積書を徴すること」となっている。ただし、当該物等がその業者にしか扱えないとき、入札において落札者がなく、再度、入札にかけても不調になることが判断できるとき等、合理的な理由が付されれば、随意契約であっても2者以上の見積書を徴さなくてもよい場合がある。また、2者以上の見積書を徴さなくてもよい場合は、地方自治法施行令にも列挙されている。 監査の実施期間は、平成25年4月2日から平成8月28日までであるが、監査の対象年度は、平成24年度である。独任の監査であるため、監査期間中に任期が満了する委員については任期満了日まで監査を行い、次に監査委員に就任した者が、引き続きの期間、監査を行うこととなる。 <p>(品川図書館長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指摘された契約事務については、例年、同様の事務処理を行っていたが、今回、初めて監査委員から指摘があった。担当職員も、1件予定価格10万円以上の随意契約については、2者以上から見積書を徴することは理解していたが、今まで指摘がなかったことにより、1者の廉価な見積金額が、合理的な理由として認められていたと判断していた。今後は、当該通知に則り、適切な契約事務を執行するよう指導徹底する。
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

件名	<p>日程第1 報告事項2</p> <p>子ども文化財散策ツアーの実施について</p>
担当課説明等	<p>(庶務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料に基づき説明
委員質疑要旨	<p>(委員A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ツアーの参加者は希望なのか。 <p>(委員D)</p> <ul style="list-style-type: none"> ツアーに参加した児童の男女比はどうか。また、参加するにあたり費用はかかるのか。 <p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度のツアー参加人数は、昨年度と比較してどうか。
事務局説明	<p>(庶務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ツアーについては、すまいるスクールに通っている児童から参加者を募った。平成24年度より、新規事業としてモデル実施しており、平成25年度の参加者は、荏原地区の6校のすまいるスクールに通う小学3年生から6年生を対象とした。 ツアーに参加した児童の男女比は、概ね男子3、女子7の比率である。ツアーの参加費用はかからないが、教育委員会事務局としては、参加する児童へのお菓子等の経費として、10万円程度の予算措置をしている。また、地区との調整等に非常に時間がかかる。 参加人数については、地区委員の方々の積極的な協力もあり、平成24年度は19名であったが、平成25年度は36名の参加があった。
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

件名	<p>日程第1 報告事項3</p> <p>平成25年度小・中学校移動教室実施結果について</p>
担当課説明等	<p>(学務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料に基づき説明
委員質疑要旨	<p>(委員D)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校の移動教室の行先は、学校が決めるのか。 <p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校の移動教室の対象は7年生であるが、東海中学校だけ8年生が対象なのはどうか。 <p>(委員A)</p> <ul style="list-style-type: none"> 飯田市の移動教室は、平成26年度で終了することだが、何か問題があったのか。
事務局説明	<p>(学務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 校長会の中に校外活動会という組織があり、そこで行先を検討するが、基本的には学校に一任している。しかし、行先が各方面へ分散してしまったため、校長会でなるべく統一していくように検討していく。また、飯田市については、平成26年度で終了することとなっている。東海中学校については、他の学校と同様に対象を8年生から7年生に統一する計画をしており、伊藤学園については、収容人数の関係上、君津市を継続する。なお、磐梯高原については、放射線量への不安による保護者からの抵抗があるが、教育委員会事務局としては、安全性の確認ができていため、磐梯高原での移動教室を実施したいと考えている。このため、平成26年度から、磐梯高原での移動教室の実施が増える予定である。 東海中学校の経営方針として、7年生の早い段階でクラス作りを行いたい考えがあり、7年生は別途、簡単な宿泊行事を行っている。そのため、移動教室については、8年生を対象としている。 飯田市の移動教室には「農家民泊」があるが、体験等の進行が農家の方任せになってしまい、児童と農家の方だけの関係になり、引率する教員の関与が少なく指導的関与が弱くなる反省点があった。さらに、経費についても1泊1万円以上かかり、他の移動教室の宿泊先よりも高額のため、飯田市での移動教室を引き上げることとなった。
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

件名	日程第1 報告事項4 平成25年特別区および東京都人事委員会勧告の概要について
担当課説明等	(指導課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員C) ・ 特別区および東京都の人事委員会勧告の内容は決定事項なのか。
事務局説明	(指導課長) ・ 特別区および東京都の人事委員会勧告は、現在、概要が発表された段階であり、今後、労使交渉を経て決定に至る。決定後は、幼稚園教育職員および学校教育職員に係る部分の条例改正を行うこととなる。
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承